

# 民法（相続関係）等の改正に関する中間試案 に対して寄せられた意見の概要

法務省民事局 平成28年10月

## 相続法制の見直し

高齢化社会の進展や国民の意識の変化に伴い、昭和55年以來の相続法制の抜本的な見直しを検討

## 審議の経過等

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 平成27年2月    | 法務大臣による諮問             |
| 平成27年4月    | 部会における調査審議開始          |
| 平成28年7月～9月 | 中間試案の公表及び意見聴取手続（パブコメ） |

## 意見募集の結果

167件（裁判所、日弁連、大学ほか、個人の意見を含む。）

### 第1 配偶者の居住権を保護するための方策

- 短期居住権の新設について  
配偶者の居住の安定に資するとして賛成する意見が大勢を占めた。
- 長期居住権の新設について  
配偶者の居住権保護の観点から賛成する意見と、財産評価の困難性等を理由に反対する意見とに分かれた。

### 第2 遺産分割に関する見直し

- 配偶者の相続分を引き上げる方向で見直しをすることに反対する意見が多数を占めた。
- 可分債権を遺産分割の対象に含めることについては、賛成意見が大勢を占めたが、遺産分割時までの権利行使を認めるか否かについては、原則としてこれを認める案（【甲案】）と、原則としてこれを禁止する案（【乙案】）とで、意見が分かれた。

### 第3 遺言制度に関する見直し

- 自筆証書遺言の方式緩和  
財産の特定に関する事項を自書でなくともよいこととするについては、賛成意見が多数を占めた。
- 自筆証書遺言を公的機関で保管する制度の創設  
賛成意見が多数を占めたが、反対意見や更なる検討を求める意見もあった。

### 第4 遺留分制度に関する見直し

- 減殺請求権の行使によって生ずる権利を原則金銭債権とする点については、賛成意見が多数を占めた。
- 受遺者又は受贈者の意思表示により、金銭債務の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的物の返還を認める制度については、裁判所の裁量により目的物の内容を定めることとする案（【甲案】）に賛成する意見が多数を占めた。

### 第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

- 相続人以外の者の介護等の貢献を考慮して、相続人に対する金銭請求を認める考え方については、当事者間の公平に資するとして賛成する意見と、相続に関する紛争が複雑化、長期化するとして反対する意見とで、意見が分かれた。
- 賛成意見においては、貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する案（【乙案】）に賛成するものが比較的多かった。

## 今後の審議

平成28年10月～ 意見募集の結果を踏まえ、更に調査審議  
→ 来年（平成29年）中の要綱案の取りまとめを目指す